お 知 ら せ

平成29年3月14日

国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land ,Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

資料提供先
中国地方建設記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、
広島県政記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会

河川協力団体として１団体を国が追加指定しました。

～中国地方での国指定の河川協力団体は計 18 団体となりました～

海岸協力団体として２団体を国が指定しました。

～中国地方では初めての指定となります～

◇　河川協力団体制度は平成25年6月の河川法の改正により創設され、今年度も中国地方整備局管内事務所において河川協力団体を募集し、平成29年3月14日に新たに1団体を「河川協力団体」として指定しました。
今回の指定により中国地方整備局管内の河川協力団体は計18団体となりました。

◇　一方、海岸協力団体制度は平成26年6月の海岸法の改正により創設され、今年度、直轄海岸保全事業を実施している日野川河川事務所において海岸協力団体を募集し、同じく平成29年3月14日に初めて2団体を「海岸協力団体」として指定しました。

◇平成28年度指定

河川協力団体　＜斐伊川水系＞　境港清港会（さかいこうせいこうかい）

海岸協力団体　＜皆生海岸＞　特定非営利活動法人皆生（かいけ）ライフセービングクラブ

特定非営利活動法人皆生（かいけ）スポーツアカデミー

【問い合わせ先】
中国地方整備局　０８２－２２１－９２３１（代表）
河川部河川計画課長　鈴置（すずおき）　真央（まお）（内線３６１１）
河川部　建設専門官　大塚（おおつか）　尚志（たかし）（内線３６１７）
河川部　建設専門官　藤井（ふじい）　勲（いさお）（内線３６１８）

【広報担当窓口】
広報広聴対策官　坂屋（さかや）　政之（まさゆき）（内線２１１７）
企画部　環境調整官　松本（まつもと）　治男（はるお）（内線３１１４）

河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成２５年７月１１日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法
第58条の8　（河川協力団体の指定）
第58条の9　（河川協力団体の業務）
第58条の10　（監督等）
第58条の11　（情報の提供等）
第58条の12　（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
　申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

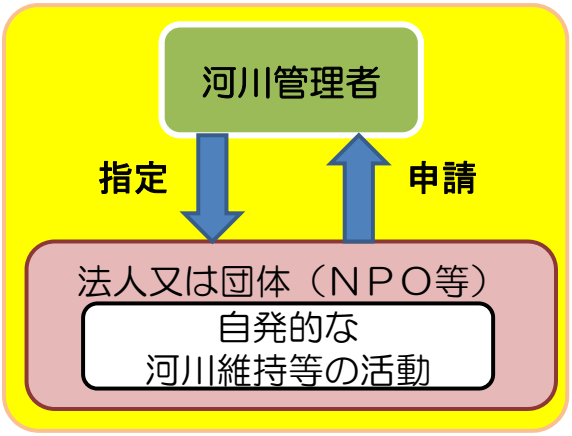

◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法　第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持

河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究

外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法 第58条の12　（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- 工事等の実施の承認（法第20条）
- 土地の占用の許可（法第24条）
- 土石以外の河川産出物の許可（法第25条後段）
- 工作物の新築等の許可（法第26条第1項）
- 土地の掘削等の許可（法第27条第1項）
- 権利の譲渡の承認（法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例）　河川法第24条、第26条の許可が必要

市民団体による看板設置事例（太田川）

市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

河川法 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。
委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体にのみ委託可能　→拡大→　【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り

堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）河川敷の掘削、魚道の改良

ビオトープの整備

魚道の改良

海岸協力団体制度の概要

「海岸協力団体」の創設

✓海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

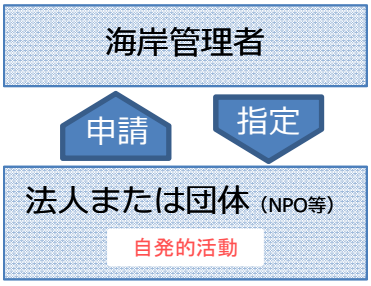

海岸協力団体の活動のイメージ

海岸植生の保護

希少種保護
（ウミガメ卵の保護）

海岸環境の維持
（清掃活動）

環境教育活動

調査研究

海岸法　第２３条の４（海岸協力団体の業務）
　海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。
一　海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
二　海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
三　海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
四　海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

✓海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けることができるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることが期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができることとしています。

■中国地方整備局　河川協力団体指定一覧表

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国（中国地方整備局）第1号	平成26年3月31日	エコロジー研究会ひろしま	広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号ｴﾃﾞｨｵﾝ内	太田川	太田川	左岸：太田川水系　国管理区間上流端	左岸：太田川水系　国管理区間下流端
						右岸：太田川水系　国管理区間上流端	右岸：太田川水系　国管理区間下流端
国（中国地方整備局）第2号	平成26年3月31日	特定非営利活動法人 上殿未来会議（かみとのみらいかいぎ）	広島県山県郡安芸太田町大字上殿204番地1	太田川	太田川	左岸：広島県山県郡安芸太田町（70k800　明神橋）	左岸：広島県山県郡安芸太田町（38.6k　追崎橋）
						右岸：広島県山県郡安芸太田町（70.k800　明神橋）	右岸：広島県山県郡安芸太田町（41k100）
国（中国地方整備局）第3号	平成26年3月31日	特定非営利活動法人未来守（さきもり）りネットワーク	鳥取県境港市大正町38	斐伊川	斐伊川	左岸：島根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸：河口
						右岸：島根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸：河口
国（中国地方整備局）第4号	平成26年3月31日	認定特定非営利活動法人自然再生センター	島根県松江市天神町114	斐伊川	斐伊川	左岸：島根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸：河口
						右岸：島根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸：河口
国（中国地方整備局）第　5　号	平成27年3月9日	瀬戸町観光文化協会	岡山県岡山市東区瀬戸町弓削42	吉井川	吉井川	左岸：－	左岸：－
						右岸：岡山県岡山市東区瀬戸町二日市地先（21k600）	右岸：岡山県岡山市東区瀬戸町南方地先（20k000）
国（中国地方整備局）第　6　号	平成27年3月9日	伊尾小谷（いおおたに）地区コミュニティづくり推進協議会	広島県世羅郡世羅町大字伊尾1969番地1	芦田川	芦田川（ダム区間）	左岸：－	左岸－
						右岸：広島県世羅郡世羅町大字小谷 （小谷大橋）	右岸：広島県世羅郡世羅町大字小谷 （小谷大橋より下流150m）
国（中国地方整備局）第　7　号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人　佐東（さとう）地区まちづくり協議会	広島県広島市安佐南区緑井1丁目6番1号	太田川	古川	左岸：太田川分流点：安佐南区八木1丁目1番地先(6k100)	左岸：太田川合流点：安佐南区東原1丁目23番地先(0k000)
						右岸：太田川分流点：安佐南区八木2丁目8番地先(6k100)	右岸：太田川合流点：安佐南区西原7丁目18番地先(0k000)
国（中国地方整備局）第　8　号	平成27年3月9日	佐波川（さばがわ）に学ぶ会	山口県防府市高井614　右田公民館内	佐波川	佐波川	左岸：山口県防府市大字東佐波令（人丸橋　8k900）	左岸：山口県防府市新橋町（新橋　6k300）
						右岸：山口県防府市大字上河原（人丸橋　8k900）	右岸：山口県防府市高井（新橋　6k300）
国（中国地方整備局）第　9　号	平成27年3月9日	ウエスコ・エコクラブ	島根県松江市嫁島町16－1	斐伊川	斐伊川	左岸：－	左岸：－
						右岸：島根県松江市袖師町地先（宍道湖1k430）	右岸：島根県松江市袖師町地先（宍道湖1k000）
国（中国地方整備局）第　10　号	平成27年3月9日	夕日スポット・クリーンサポーター	島根県松江市東津田748－1	斐伊川	斐伊川	左岸：一	左岸：一
						右岸：島根県松江市袖師町地先（宍道湖1k430）	右岸：島根県松江市袖師町地先（宍道湖1k000）
国（中国地方整備局）第　11　号	平成27年3月9日	公益財団法人　ホシザキグリーン財団	島根県出雲市園町1664－2	斐伊川	斐伊川	左岸：島根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸：島根県出雲市園町地先（宍道湖19k400）
						右岸：一	右岸：一
国（中国地方整備局）第　12　号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人　水の都プロジェクト協議会	島根県松江市米子町8番地29	斐伊川	斐伊川	左岸：島根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸：松江市末次本町34番の1地先の松江大橋
						右岸：島根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸：松江市末次本町34番の1地先の松江大橋
国（中国地方整備局）第　13　号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人　中海再生プロジェクト	鳥取県米子市河崎610	斐伊川	斐伊川	左岸：島根県松江市福富町字岩潮灘399番の21地先	左岸：河口
						右岸：島根県松江市富士見町7番地先	右岸：河口

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第 14 号	平成27年3月9日	NPO法人 しまね体験活動支援センター	島根県出雲市佐田町八幡原109	斐伊川	斐伊川	左岸:島根県雲南市木次町下熊谷字自蔵1912番の2地先	左岸:島根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先
						右岸:島根県雲南市木次町東日登新市2025番地先	右岸:島根県出雲市島村町字島崎373番の6地先
				斐伊川	斐伊川(ダム区間)	左岸:島根県仁多郡奥出雲町三成113番の11地先	左岸:島根県雲南市木次町平田413番2地先
						右岸:島根県仁多郡奥出雲町三成771番の9地先	右岸:島根県雲南市木次町平田28番2地先
				斐伊川	神戸川	左岸:島根県出雲市馬木町字苅山1341番2地先	左岸:河口
						右岸:島根県出雲市所原町字姉山5551番1地先	右岸:河口
				斐伊川	神戸川(ダム区間)	左岸:島根県飯石郡飯南町八神773番4地先	左岸:島根県飯石郡飯南町角井1891番20地先
						右岸:島根県飯石郡飯南町八神6番2地先	右岸:島根県飯石郡飯南町角井1895番6地先
国(中国地方整備局)第 15 号	平成27年3月9日	特定非営利活動法人 自然と人間環境研究機構	島根県松江市西持田町200	斐伊川	斐伊川	左岸:島根県出雲市島村町字古反新田2227番の38地先	左岸:河口
						右岸:島根県出雲市島村町字島崎373番の6地先	右岸:河口
国(中国地方整備局)第 16 号	平成28年3月1日	土師(はじ)ダム桜守プロジェクト	広島県安芸高田市八千代町土師709	江の川	江の川(ダム区間)	左岸:広島県安芸高田市八千代町土師地先(土師ダム管理区間上流端)	左岸:広島県安芸高田市八千代町土師地先(土師ダム)
						左岸:広島県安芸高田市八千代町土師地先(土師ダム管理区間上流端)	左岸:広島県安芸高田市八千代町土師地先(土師ダム)
国(中国地方整備局)第 17 号	平成28年3月1日	大之木建設株式会社	広島県広島市西区横川町2丁目10番21号	太田川	旧太田川	左岸:ー	左岸:ー
						右岸:広島県広島市西区楠木町1丁目地先(三篠橋 4k200)	右岸:広島県広島市西区横川町1丁目地先(横川新橋 3k500)
国(中国地方整備局)第 18 号	平成29年3月14日	境港清港会	鳥取県境港市大正町215 境港管理組合事務所内	斐伊川	斐伊川(境水道)	左岸:島根県松江市美保関町下宇部尾地先(森山堤防)	左岸:河口
						右岸:鳥取県境港市渡町地先(江島大橋南側約300m 中海9k300)	右岸:河口

■中国地方整備局　海岸協力団体指定一覧表

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	海岸名	業務を行う海岸の区域
国(中国地方整備局)第1号	平成29年3月14日	特定非営利活動法人 皆生(かいけ)ライフセービングクラブ	鳥取県米子市陽田町23番地6	皆生	皆生工区 ： 米子市皆生字灘端野浪新田915番地先から 米子市両三柳字三右衛門道西北3051番11地先まで
国(中国地方整備局)第2号	平成29年3月14日	特定非営利活動法人 皆生(かいけ)スポーツアカデミー	鳥取県米子市皆生新田3丁目24-14	皆生	皆生工区 ： 米子市皆生字灘端野浪新田915番地先から 米子市両三柳字三右衛門道西北3051番11地先まで